

ID: 358

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道条例 第13条
例 規 番 号	昭和38年条例第1号
【根拠条文】 (使用料の減免) 第13条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市下水道条例施行規則第13条の規定による。 (使用料の減免) 第13条 条例第13条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減免することができる。 (1) 次に掲げるいずれかに該当する者が属している世帯の場合 基本使用料相当額 ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者 イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者 ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において障害の程度が重度と判定された者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する障害を有する者 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する社会福祉事業を行う者(同条第4項第2号から第4号までの事業を行う者、国及び地方公共団体を除く。)である場合 ア 1使用期100立方メートルを超え500立方メートル以下の部分 1立方メートルにつき41円で算定した額 イ 1使用期500立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき48円で算定した額 (3) その他市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額 2 使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書(別記様式第14号)を市長に提出しなければならない。 3 前項の申請の際、市長は申請事項を証する書面の添付を求めることができる。 4 使用料の減免を受けた者は、申請事項に変更を生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日